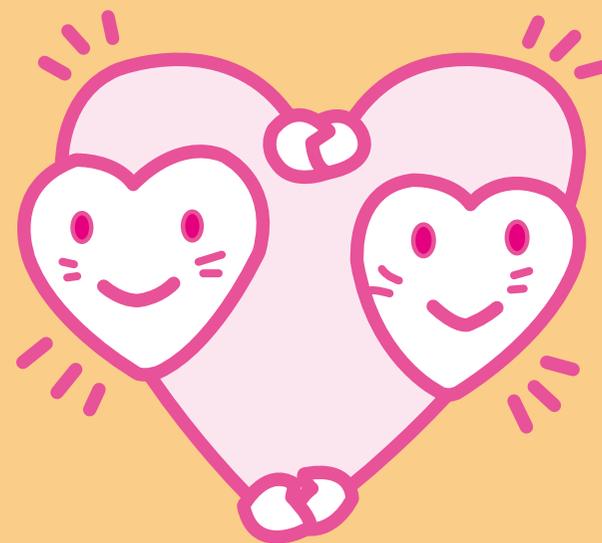


子育ての困りごと、 ありませんか？



発行 / 山口市障がい福祉課
令和8年3月
〒753-8650 山口市亀山町2番1号
電話083-934-2988
FAX083-934-4142

この冊子では、お子さんの子育てをみんなで支えあうために、
ご家庭での工夫や相談機関等のサポートについてご紹介します。

山口市

こんなことで困っています



日常生活で

○落ち着きがない、集中力がない

○ルールや約束事が守れない

○支度や片付けが苦手

○人混み、大きな音、
光などの刺激が苦手

○急な予定変更があると、
パニックになる



友達や周りの大人と

○一方的に話すことが多い

○あまり人と関わらず、
一人遊びが多い

など



運動や学習面で

○言葉の発達が遅い

○授業中に教室から飛び出してしまう

○文字を書くことや読むことが難しい

など

それぞれのお子さんに合った 接し方やサポートをすることが大切です。

お子さんのさまざまな行動や状況は、お子さんがわざとやっているのではなく、何かに困っているからなのかもしれません。

成長のスピードや、成長のしかたは一人ひとり異なります。それぞれのお子さんの特徴を踏まえ、そのお子さんに合った接し方をしたり、生活環境づくりをしてあげることによって、お子さんの困りごとを減らすことができます。



安心できる環境づくり

- ・家庭、教育機関、地域の周囲の理解、サポート体制など
- ・視覚的、聴覚的な補助、施設整備など

ご家庭のみでなく、様々な相談機関から情報を得ることで、そのお子さんに合った接し方や必要なサポートの方法を見つけたいと思います。





どうしたらよい？

ご家庭でできるお子さんとの接し方

ポジティブな関わり方をしてみましょう。

- ・できなかったことを叱るのではなく、できたことを褒めましょう。
- ・「それはダメ」と否定するのではなく、どうすると良いかを伝えましょう。

伝え方を工夫してみましょう。

例えば…

- ・短い文章で、具体的に伝えましょう。
- ・絵や写真などで、具体的に示しながら伝えましょう。
- ・1日の活動の流れや、予定の変更などについて事前に伝え、見通しを持ってるようにしましょう。



ご家庭でできる環境づくり

お子さんの中には、感覚（感じ方）に特徴があるお子さんが多くいます。お子さんが苦手なものとうまに向き合えるよう、安心できる環境をつくってあげましょう。

感覚の過敏さ

例えば…

- ・特定の音を過度に嫌がる
→音が聞こえすぎたり、特定の音が痛く聞こえていたりする場合があります。イヤーマフを活用しましょう。
- ・乗り物の中のおいや食べ物のおいを嫌がる
→マスクをしましょう。
- ・服を着ることを嫌がる
→タグや生地が痛いと感じる可能性があります。タグを切ったり、好きな生地を探して心地よく着られる服を何枚か用意しましょう。
- ・冷たい水やシャワーを嫌がる
→水を痛いと感じているかもしれません。濡れタオルなどを活用しましょう。



困ったときは相談してください。

山口市内の子育てに関する相談窓口

子育てに関する相談

名称	内容	問合せ先
山口市こども家庭センター	●妊娠、出産、子育ての総合相談窓口 ●保健師・助産師・社会福祉士・管理栄養士・保育士等による各種相談対応	住所 山口市糸米二丁目6番6号 (山口市保健センター内) 電話 083-921-7085
家庭児童相談室	●子どもの養育、子育ての心配等についての相談	電話 083-934-2896 (24時間相談電話) ※時間外転送電話対応
山口市小郡保健福祉センター		住所 山口市小郡下郷609番地5 電話 083-973-8147
山口市秋穂保健センター	●妊娠、出産から子育てまでの相談	住所 山口市秋穂東6570番地 電話 083-984-8031
山口市阿知須総合支所内健康づくり母子健康サポート阿知須担当	●乳幼児健診、育児相談等、子どもの成長・発達についての相談	住所 山口市阿知須2743番地 電話 0836-65-4211
山口市徳地保健センター		住所 山口市徳地堀1561番地1 電話 0835-52-1114
山口市阿東保健センター		住所 山口市阿東徳佐中3382番地 電話 083-956-0993
やまぐち子育て福祉総合センター	●子どもの発達や子育て不安などについて臨床心理士や保育士などによる相談対応 ●一時保育（預かり）や親子で利用できる施設の紹介 ●就園に関する情報提供や手続きなどの相談対応	住所 山口市旭通り一丁目6番19号 (山口保育園2階) 電話 083-922-0855 メール kosodate-c@city.yamaguchi.lg.jp
山口健康福祉センター健康増進課 地域保健班	●子どもの発育・発達についての相談	住所 山口市吉敷下東三丁目1番1号 山口県総合保健会館1階 電話 083-934-2531

「山口市子育て応援サイト」

山口市の子育てに関する情報を下記のサイトに掲載していますので、是非ご覧いただき、ご活用ください。

山口市子育て応援

検索



山口市子育て応援サイトQRコード

各施設の詳細については「山口市子育て支援情報ハンドブック」をご覧ください。



困ったときは相談してください。

山口市内の発達に関する相談窓口

発達支援全般に関する相談

名称	内容	問合せ先
山口市障がい者基幹相談支援センター	障がい全般に関する身近な相談窓口	電話 083-934-2988 住所 山口市亀山町2番1号 (山口市役所1階 障がい福祉課内)
子ども発達支援センター愛く児童発達支援センター	発達が気になるお子さんや集団生活が苦手なお子さんとその保護者に対して専門スタッフによる相談や支援	電話 083-933-1070 住所 山口市富田原町1番50号
山口県中央児童相談所	児童に関するあらゆる相談窓口	電話 083-902-2189 住所 山口市吉敷下東四丁目17番1号 (山口県福祉総合相談支援センター内)
山口県発達障害者支援センターまっぷ	発達障がいをお持ちのお子さんやご家族、その支援者を対象とした相談	電話 083-902-2680 住所 山口市吉敷下東四丁目17番1号 (山口県福祉総合相談支援センター内)

相談機関（障がい福祉に関する相談）

名称	内容	問合せ先
相談支援事業びぽっと	発達障がいをお持ちのお子さんやご家族を対象とした相談や福祉サービス利用に関する相談	電話 083-929-0543 住所 山口市仁保中郷 10050番地
やまぐち障害者生活支援センター		電話 083-924-7035 住所 山口市朝倉町5番4号
鳴滝園エールセンター		電話 083-902-9202 住所 山口市下小鯖 2287番地1
地域活動支援センターやまぐち		電話 083-986-2832 住所 山口市鑄銭司 3347番地2



困ったときは相談してください。

山口市内の就学に関する相談窓口

教育相談

名称	内容	問合せ先
幼児発達支援室「ヤマミィー一む」	就学前のお子さんで、発達の不安や気になる行動などのお悩みがあるお子さんを対象に、遊びを通じた療育活動を行います。 保護者の方には、山口大学教育学部と連携し、相談活動を行います。	開設時間 木曜日 13時40分～16時 ※事前に予約が必要です。まずは、お電話での連絡をお願いします。 電話 083-933-5480 住所 山口市吉田3003番地 受付 山口大学教育学部附属特別支援学校
子どもと親のサポートセンター ふれあい教育センター	教育や子育て、発達について心配や不安がある幼児、小学生、中学生、高校生及びその保護者、保育・教育関係者等の相談	電話相談 月～金 8時30分～17時 ふれあい総合テレホン 083-987-1240 (祝日・年末年始等を除く) ふれあいメール soudan@g.ysn21.jp ※来所相談は、事前にふれあい総合テレホンに電話し、予約してください。 住所 山口市秋穂二島1062番地 (やまぐち総合教育支援センター内)

就学に関する相談

名称	内容	問合せ先
山口市教育委員会 学校教育課	小学校就学前や小中学校に通っているお子さんの相談に応じます。	電話 083-934-2863 住所 山口市亀山町2番1号 山口市役所本庁舎(山口総合支所)2階

家庭教育に関する相談窓口

名称	内容	問合せ先
家庭教育訪問支援受付ダイヤル (山口市教育委員会 社会教育課)	子育てやしつけのことでの不安や悩みについて家庭教育アドバイザーによる個別相談の受付をします。	電話 083-928-3232 住所 山口市亀山町2番1号 山口市役所本庁舎(山口総合支所)2階 山口市家庭教育応援サイトの2次元コード 

様々な制度やサービスがあります。

子育てや就学等に関して、お子さんや保護者の方を支援する様々な制度やサービスがあります。

子育ての困りごとやお子さんのこと全般 (子ども発達支援センター愛く児童発達支援センター)

日常生活についての相談支援のほか、必要な支援を提供するため、関係機関と調整を図ります。

通所支援

(児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス)

集団生活への適応のための専門的な支援や生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。

保護者支援

(ペアレントメンター等)

就職

(ハローワーク等)



就学支援 (県・市)

お子さん一人ひとりに合った学びや支援を提供できるよう、様々な学びの場があります。お子さんや保護者の方の意見、専門家の意見、学校や地域の状況等を踏まえ、就学先を決定します。就学した後でも、お子さんの状況等により柔軟に転学することは可能です。

通常の学級

通常の学級においても、配慮を要する児童生徒のために、授業方法や教材を工夫して、わかりやすい授業を行います。(小・中・高校)

特別支援学級

障がいの種別ごとに置かれる少人数の学級です。障がいのある児童生徒一人ひとりに応じた教育を行います。(小・中学校)

通常の学級 + 通級による指導を行う教室

※在籍校で受ける場合と他校で受ける場合があります。

普段は、在籍している通常の学級において授業を受け、学習上または生活上の困難など特性に応じて、別の場で特別の指導を行います。(小・中・高校)

特別支援学校

障がいの程度が比較的重い児童生徒を対象とし、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るための教育を行います。

山口市内の就学支援



スタッフ

学校や地域に、お子さんの就学を応援するスタッフがいます。



校内特別支援教育コーディネーター

保護者の方からの相談を受けたり関係機関との連絡・調整を担います。(幼保・小・中・高)



地域特別支援教育コーディネーター

学校から要請を受けて、視覚・聴覚・発達等に関する、より専門的な相談を行います。(幼保・小・中・高)



特別支援教育推進専門員

主に、幼稚園や保育園と連携し、小学校就学に向けての連絡調整、相談を行います。(幼保・小・中)



スクールカウンセラー

学校教育に関する心理の専門家として、カウンセリングや関係機関の連携・調整等を行います。(小・中)

学びの場

特別支援学校

(幼稚園)※1、小学部、中学部、高等部があります。山口県では、特別支援学校のことを「総合支援学校」と呼びます。特別支援学校は、県立や国立の学校です。障がいの程度が比較的重い児童生徒を対象とし、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るための教育を行います。

- 対象
視覚障がい 聴覚障がい
知的障がい 肢体不自由 病弱
- 市内の特別支援学校
山口県立山口総合支援学校
山口県立山口南総合支援学校
山口大学教育学部附属特別支援学校

※1 山口南総合支援学校のみ



市立小・中学校

特別支援学級

主に特別支援学級で学習しながら、通常の学級でも学習します。国語や算数などの教科の学習に加え、自立活動の指導を行います。

- 対象
視覚障がい 聴覚障がい
知的障がい 肢体不自由
病弱・身体虚弱 言語障がい
自閉症・情緒障がい

○設置校 各小・中学校に設置されている特別支援学級は、その年度により状況が変わります。詳しくは学校教育課までお問い合わせください。

通常の学級

通級による指導 (通級指導教室) ※2

通常の学級で学習しながら、週に1時間程度、通級指導教室担当教員が個別指導を行います。

- 対象
視覚障がい 聴覚障がい
肢体不自由 言語障がい
病弱・身体虚弱
自閉症・情緒障がい
学習障害(LD)
注意欠陥多動性障害(ADHD)

ことばの教室

発音が不明瞭だったり、コミュニケーションが難しかったりする幼児を対象としています。白石小学校と小郡小学校に設置されています。

※2 通級指導教室設置校 小学校：宮野 大殿 白石 湯田 良城 大蔵 平川 大内南 小郡 (令和8年3月現在) 小郡南 阿知須
中学校：宮野 白石 湯田 鴻南 大内 小郡 平川

相談の申し込み手続き、就学までのスケジュールなどは以下を参照いただくか、お問い合わせください。

☎ 山口市教育委員会HP： <https://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/108/38988.html>

☎ 山口市教育委員会 学校教育課 TEL：083-934-2863

Email： gakko@yamaguchi-ygc.ed.jp

山口市内の子育て支援

先輩に相談、他保護者との交流

保護者の会

子どもの発達に悩む保護者、家族が情報や悩みを共有したり、同じ悩みを乗り越えてきた経験談を聞くなどの交流の場です。

リーフレット「子育ての不安や悩みや大変さを感じているご家族のみなさんへ：監修ブルーライトやまぐち」をご覧ください。

リーフレットの問い合わせ先：ブルーライトやまぐち
山口市民活動支援センターさぼらんで気付
電話 083-901-1166 (藤岡)



ペアレントメンター

発達障がいのあるお子さんの子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、お子さんが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を実施します。

問い合わせ先：子ども発達支援センター愛 (児童発達支援センター)



トレーニング受講

ペアレントトレーニング

保護者の方に、お子さんの行動を冷静に観察して特徴を理解することや、発達障がいの特性を踏まえた接し方等を学んでいただき、その実践を通して、お子さんの良いところを伸ばすことを目標とするプログラムです。

問い合わせ先：子ども発達支援センター愛 (児童発達支援センター)



通所支援

専門的な通所支援

【児童発達支援事業所 (未就学児)】

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学段階の障がい児を対象に、日常生活の基本的な動作の指導等の必要な支援を行います。

利用に関する相談先：市障がい福祉課、または5ページの相談機関 (障がい福祉に関する相談)

【放課後等デイサービス事業所 (就学児)】

放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。

利用に関する相談先：市障がい福祉課、または5ページの相談機関 (障がい福祉に関する相談)



発達障がいについて

発達障がいの原因はまだよくわかっていませんが、現在では脳機能の障がいと考えられていて、小さいころからその症状が現れています。以下の特性について、いくつかの特性が重複して現われることもありますし、障がいの程度も人によって様々です。

- 言葉の発達の遅れ
- コミュニケーションの障がい
- 対人関係・社会性の障がい
- パターン化した行動、こだわり

知的な遅れを伴うこともあります

自閉症

広汎性発達障害 (PDD)

アスペルガー症候群

注意欠陥多動性障害 AD/HD

- 不注意 (集中できない)
- 多動・多弁 (じっとしてられない)
- 衝動的に行動する (考えるよりも先に動く)

学習障害 LD

- 「読む」、「書く」、「計算する」等の能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手

- 基本的に、言葉の発達の遅れはない
- コミュニケーションの障がい
- 対人関係・社会性の障がい
- パターン化した行動、興味・関心のかたより
- 不器用 (言語発達に比べて)

※このほか、発達障害者支援法で定義されている発達障害は、世界保健機関が作成しているICD-10 (疾病及び関連保健問題の国際統計分類) F80-89、F90-98が範囲となり、トゥレット症候群や吃音 (症) など含まれます。

※診断基準につきましては見直しが進められています。

関連情報が入手できるHPについて

発達障害ナビポータル

*国が提供する発達障害に特化したポータルサイト

URL: <https://hattatsu.go.jp/>

- ・各ライフステージの情報、ご家族に向けた支援、働くことや暮らしの支援情報 等
- ・発達障害児支援者支援に関わる支援機関に向けた情報



発達障害情報・支援センター

(国立障害者リハビリテーションセンター)

URL: <http://www.rehab.go.jp/ddis/>

- ・発達障害に関する国内外の様々な情報
- ・支援方法の普及や発達障害に関する理解促進

発達障害教育推進センター

(独) 国立特別支援教育総合研究所

URL: <https://cpedd.nise.go.jp>

- ・発達障害教育に関する理解促進と指導力の向上